

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部観光振興課
委託業務名	坂本観光案内所管理運営業務
委託業務場所	大津市坂本六丁目
概要	大津市坂本を中心に、来訪者をあたたかく迎えるため、目的に応じた観光地や交通手段等の的確な案内及び説明、宿泊希望客に対する宿泊施設等の情報提供、パンフレット、ポスター等による観光名所・催事の宣伝業務を行う。
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	2, 8 9 1, 7 7 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市坂本六丁目 1 番 1 3 号 〔名称〕 坂本観光協会
契約相手方の選定理由	坂本観光案内所の業務には、来訪者に対し坂本地域の観光情報をはじめ宿泊や交通案内等、来訪者のニーズに合わせた的確かつ迅速な対応が必要とされる。 坂本観光協会は、地元の観光事業者や商店街等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、各種観光行事や来訪者へのサービス事業を行うなど坂本地域を中心に観光振興事業を総合的に展開している団体である。また、同協会は、当該業務に必要な坂本地域を中心とした豊富な観光情報をどこよりも早く集約でき、かつ、来訪者への案内を的確に行うことができる唯一の団体であることから、同協会を随意契約の相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。